

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名

- ① 株式会社村上組 ： 香川県高松市東ハゼ町 8 7 7
(法人番号：7470001004013)
- ② 株式会社河野組 ： 香川県高松市鶴市町 6 1 2 - 1
(法人番号：9470001001454)
- ③ 小橋工業株式会社 ： 香川県高松市国分寺町新名 1 6 3
(法人番号：7470001005192)
- ④ 青葉工業株式会社 ： 香川県高松市林町 4 7 5 - 1
(法人番号：7470001000292)
- ⑤ 大一工業株式会社 ： 香川県高松市西ハゼ町 7
(法人番号：1470001002501)
- ⑥ 株式会社芝口組 ： 香川県高松市円座町 1 4 2 3
(法人番号：4470001002119)

2 指名停止の期間

- ①②③⑤⑥ ： 令和 8 年 8 月 17 日～令和 8 年 10 月 16 日 (2 か月)
- ④ ： 令和 8 年 8 月 17 日～令和 8 年 9 月 16 日 (1 か月)

3 指名停止の措置対象地区

四国地区

4 事実概要

公正取引委員会は、令和 8 年 6 月 25 日、香川県発注の特定土木一式工事について、受注機会の均等化及び受注価格の低落防止を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨を合意した行為を、独占禁止法第 2 条第 6 項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反するものであるとして、①・②・③・⑤・⑥の者においては排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、④の者においては課徴金納付命令を行った。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 2 第 5 号(下記参照)に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～4 省略	省略
(独占禁止法違反行為)	
5 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号及び第12号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から発生地区を対象として2か月以上9か月以内
6～16 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 調達契約部 契約管理課 TEL 045-222-9041(直通)